

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
P F I 専門委員会 平成 2 7 年度審議に関する中間整理

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 P F I 専門委員会

平成 2 8 年 3 月 2 8 日

平成 2 7 年度の審議が終わるにあたり、これまでの審議の経過と議論を費やした論点の中から、いくつかの論点と留意事項を中間整理として提示するので、本事業を推進する浜松市及び事業参画に関心を寄せる事業者の今後の参考になれば幸いである。

○審議経過と今後の予定

1. 本委員会は、国が定める P F I 事業の実施に関する基本方針^{※1}等を踏まえ、浜松市が予定する標記事業の実施に向けて、当該事業の実施方針、特定事業の選定及び事業者選定方法を検討するため、森田弘昭日本大学教授を委員長として、7名の委員により、平成 2 7 年 7 月から 2 8 年 3 月まで 4 回にわたり開催し議論を進めてきた。
2. 実施方針及び特定事業の選定については、事務局が作成した案を元に審議を行った後、必要な手続きを経て、平成 2 8 年 2 月 2 9 日に市によって公表された。
3. 事業者の選定方法については、本事業が運営権者自ら利用料金を徴収するコンセッション事業であることから公募型プロポーザル方式を採ることとし、評価プロセスや提案様式などの募集方法や、評価項目及び評価の視点など審査に関する審議を行い、「募集要項」、「要求水準書」及び「優先交渉権者選定基準」の案をとりまとめた。今後、所要の準備を整えた後に市より公表される予定である。
4. 平成 2 8 年度には実施方針に則り公募が始まり、事業者からの応募、参加資格審査、競争的対話など一連の手続きを経て、技術提案に関する書類が応募者から提出された後に本委員会を再開し、応募者からのプレゼンテーションにより提案内容の確認を行うなどして平成 2 8 年度内に優先交渉権者の選定を行う予定である。
5. 本委員会では、限られた時間制約の中で、選定手続きに係る市及び事業者の負担軽減に配慮しつつ、適切な競争環境を整えるとともに、より効率的かつ効果的で実現可能性の高い事業計画案が提案されるよう意を尽くし検討を進めてきた。

前例の無い、我が国初の下水道事業における公共施設等運営事業に挑戦する意欲ある事業者が多数参加し、それぞれが有する技術やノウハウを活用した魅力的な技術提案が寄せられることを期待している。

注) ※1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針

○実施方針等の検討に当たって議論した論点

- ・ 多種多様な既存の機器や設備で構成される処理場、ポンプ場において、保守点検や修繕を包括的に委託することによる得失は何か。
- ・ 下水道事業は市民生活に欠くことのできない重要なライフラインであることを踏まえ、適切な官民の役割分担による安定的かつ効率的な事業運営をどのように確保するか。
- ・ 事業期間が20年間と長期に渡ることを踏まえ、事業者が収受する利用料金はどのように設定され、どのように改定されるべきなのか。
- ・ 運営権対価について、どの程度期待し、どのように支払いを受けるのが良いのか。
- ・ 優れた技術提案が期待でき、多数の事業者が競争する環境を整備するためには、募集及び審査の方法はどうあるべきか。
- ・ 事業者の有する技術やノウハウを活用した効果的な提案を期待するためには、法令等に基づく最低限確保すべき性能を満足した上で、技術と対価のバランスをどのように評価すべきか。
- ・ 業務体制については、持続的な事業運営を確保するため、事業者のみならず業務従事者の能力や実績などの質的観点と、適正な人員配置などの量的観点をどのようにバランスよく評価すべきか。

○事業者選定において望まれる留意事項

- ・ 事業者が本事業に対する理解を深めた上で効果的な提案が行えるようにするため、関係書類に対する質問回答、説明会等における質疑応答などを丁寧に行うことにより、市は本事業に関する情報の非対称性の解消に努めること。
- ・ 事業者は、質問書や技術提案書など市に提出する書類の作成に当たり、具体的な事例や理由を示すなど客観的に理解できるよう配慮した上で、簡潔な記載とすること。
- ・ 市と事業者の間で行われる競争的対話の実施に当たっては、事業者の技術やノウハウを最大限活用するため、透明性や公平性を確保しつつ競争環境の成立にも配慮した丁寧な対話となるよう市は取り組むこと。ただし、対話の論点を事前に文書で交わすなどの工夫をこらし、実施回数及び1回あたりの対話時間に一定の定めを設け、いたずらに時間を費やすことがないよう効率的に行うこと。

○事業実施において望まれる留意事項

- ・ 市と事業者は、事業者からの提案内容に関する事業期間中の履行確保やその確認など、それぞれが行うモニタリングの方法や内容について定期的に改善が行われるよう適切な措置をとること。
- ・ 市と優先交渉権者は、将来の不測事態に適切に対処するため、予め、技術提案も踏まえた具体的な対処策を事業契約に定めるなど適切な措置をとること。